

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター



〒812-0011
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

玄関にコスモス



いい季節になりました。
ことは、野
辺にコスモスが
たくさん咲いて
いるように感じ
ています。
コスモスの切
り花を求め、玄

関に活け、秋の気分を味わっています。



両立支援等助成金

介護離職防止支援コース

・新型コロナウイルス感染症対応特例

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(※)を設け、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小事業主を支援するものです。

休暇の取得日数	助成額
合計5日以上10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

◇支給要件◇

①新型コロナウイルス感染症への対応として介護のための有給の休暇制度を設け、両立支援制度の内容を社内に周知すること。

※所定労働日の20日以上取得できる制度

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

②新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日以上取得す

ること。

※対象となる休暇の取得期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

◇対象となる労働者◇

①介護が必要な家族が通常の介護サービスが利用できなくなった場合。

②介護が必要な家族が通常の介護サービスの利用を控える場合。

③家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することが出来なくなった場合。

※詳細は、お気軽にご相談下さい。



ラッキーな出会い

糸島・志摩芥屋

最近、人気となっている糸島に出かけた。行ってみてびっくり。以前に訪れた頃とはずいぶん違って、海岸通りは車やバイク、海にはサーファーと若い人達で賑わっています。

志摩の芥屋まで来てUターンしようとしたとき、“美味しいランチやってます”ののぼり旗に誘われて、“BeaSun”という名のレストランカフェに入りました。

なんとそこで、ラッキーな出会い。開店祝いのお花に目を向けると知人の名前。聞いてみるとご両親が私たちの知人です。

洋食のシェフが腕を振るったおいしいランチをいただき、思いもかけず旧知の友人と交流も出来て最高の日曜日を過ごすことが出来ました。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

Eメール : akiko@b-souken.com

採用した月に退職した社員 の社会保険料

Q&A

Q: 10月1日に採用した社員が、6日に退職しましたが、この社員の10月分の社会保険料は徴収するのでしょうか？

A: 被保険者期間は、月によるものとされていますので、10月分の保険料は徴収しなければなりません。

Q: 同じ月に、他の会社に雇用されて健康保険・厚生年金保険の被保険者になった場合は、どうなりますか？

A: 退職された月に、厚生年金保険の被保険者になられた場合や国民年金保険へ加入された場合は、その月は、二重に保険料を支払うこととなりますが、そのような事例が生じた場合は、年金事務所より還付の通知が事業所宛に届きますので、徴収された保険料のうち、厚生年金保険料については、事業所より被保険者本人に還付していただくこととなります。

Q: 保険料の還付は、事業所負担分もあるのでしょうか？

A: そうです保険料は、事業所と被保険者が折半で納付するようになっています。

その全額が、事業所へ還付されますので、被保険者負担分を本人に還付することになります。

※厚生年金の被保険者期間の計算方法は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入します。(法第19条の1項)

したがって、被保険者の資格を取得した月はその日が末日であっても1月と計算されま
す。※その他、詳細は、お尋ねください。

に関する措置が新たに規定されました。

内容は、「妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。」とされています。

*本措置の対象期間は、令和2年5月7日から令和3年1月31日まで



あとかき

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、なんとなくうっとうしい気分の日が続いています。

みなさんも同じではないでしょうか。

そんな中、「せめて週に一度は、リフレッシュできる時間を作ろうよ。」と、唐津市の波戸岬まで足を延ばしました。

波戸岬では、さわやかな秋風が吹きわたり、海中展望台では、群れ泳ぐ魚たちを眺め、コロナ対策をした「サザエのつぼ焼き売店」では、サザエのつぼ焼きとイカ焼きを、おいしくいただきました。

ちょっとだけリフレッシュし、元気をもらった日曜日になりました。



法改正 情報

男女雇用機会均等法 母性健康管理上の措置

男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: akiko@b-souken.com